

## 高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げる抜本的改善を求める意見書

三鷹市民は高過ぎる国民健康保険税の負担に苦しめられている。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険料（税）が住民を苦しめ、滞納へのペナルティーによって保険証を取り上げられた人が、受診がおくれて死亡するなどの悲惨な事態が起きている。

国民健康保険は無職者、年金生活者、非正規雇用の労働者が多く加入し、医療保険の中で所得が最も低い反面、1人当たりの国民健康保険料（税）は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍に上る。国民健康保険料（税）には、家族の数に応じて負担がふえる「均等割」があるため、子育て世帯などでは、国民健康保険と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がる。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、こうした問題を解決するために、「1兆円の公費投入増」（全国知事会）など、国の財政投入により国民健康保険料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げを求めている。

高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げ、格差を解消することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国民健康保険の持続可能性と医療保険制度全体の安定のためにも重要な課題である。暮らし・福祉最優先に税財政を見直して、必要な財源を確保すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を求める。

### 記

- 1 全国知事会など地方団体も要求してきた公費投入増を行い、国民健康保険料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げる。
- 2 国民健康保険料（税）を高くする原因となり、子育て世帯などに苛酷な負担となっている「均等割」、「平等割（世帯割）」を廃止する。
- 3 生活に困窮する人の国民健康保険料（税）を免除する国の制度をつくる。
- 4 国民健康保険料（税）を滞納した人への保険証取り上げ、問答無用の差し押さえをやめ、滞納者の生活実態をよく聞いて親身に相談できる体制をより強化されたい。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年3月26日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重